

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(休職者等の給与)</p> <p>第 2 4 条 〔 略 〕</p> <p>2 法第 5 5 条の 2 第 5 項の規定により休職となった職員、<u>法第 2 6 条の 6 第 1 項の規定による配偶者同行休業中の職員</u>、育児休業法第 2 条第 1 項の規定による育児休業中の職員（以下「育児休業中の職員」という。）、特例法第 2 6 条第 1 項の規定による大学院修学休業中の職員及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 0 号）第 2 条第 1 項の規定により派遣された職員には、その休職、<u>配偶者同行休業</u>、育児休業、大学院修学休業又は派遣の期間中、いかなる給与も支給しない。</p> <p>3 〔 略 〕</p>	<p>〔 同左 〕</p> <p>第 2 4 条 〔 略 〕</p> <p>2 法第 5 5 条の 2 第 5 項の規定により休職となった職員、育児休業法第 2 条第 1 項の規定による育児休業中の職員（以下「育児休業中の職員」という。）、特例法第 2 6 条第 1 項の規定による大学院修学休業中の職員及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 0 号）第 2 条第 1 項の規定により派遣された職員には、その休職、育児休業、大学院修学休業又は派遣の期間中、いかなる給与も支給しない。</p> <p>3 〔 略 〕</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。